

答 申

第一 審査会の結論

異議申立人の公文書公開請求に対し、実施機関がこれを非公開と決定したことは、妥当である。

第二 異議申立てに係る経緯

1 公開請求

異議申立人は、平成 15 年 9 月 11 日、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「市道西野真駒内清田線拡幅工事に関し、最初の測量調査の石標又は木杭の位置が記録されている図面を基に書かれた最初の現況図、当該現況図と法務局所管の地積測量図とを重ね合わせて、その相違の有無を確認する作業に使用した図面又は書類等、当該確認作業により明らかになった相違個所に対する対応の意思決定の内容がわかる書類」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 非公開決定

実施機関は、「平成 9 年度西野真駒内清田線（手稲福井 19 号線～平福線間）用地調査測量に係る成果品として境界精査図」を対象公文書（以下「対象文書」という。）として特定した上、この全部を公開しないとする非公開決定（以下「原決定」という。）をし、同年 9 月 25 日付けで異議申立人あて通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、同年 10 月 7 日、実施機関の原決定を不服とし、行政不服審査法第 6 条の規定に基づき札幌市長に対し異議申立てをした。

第三 異議申立人の主張要旨

異議申立人からは、異議申立書のほかに意見書の提出はなく、また意見聴取も希望しなかった。

1 異議申立の趣旨

実施機関の行った原決定を取消し、対象文書を公開するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

対象文書に記載されている杭のずれの数値は、条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報としての個人情報範囲にかかるとは思えない。

第四 実施機関の説明要旨

1 対象文書及び特定理由

(1) 境界精査図

対象文書は、道路拡幅に伴う用地買収事業に係る対象地（以下「収用地」という。）の位置を確定するため、収用地及び事業区域周辺の必要な範囲について、地積測量図等現状の登記に記載された地図情報（以下「公図」という。）の検証と現地測量の結果とを照合し、収用地が相互にどのような位置関係にあるかについて調査・分析した図面である。

(2) 記載内容の意味と利用方法

対象文書の記載内容は、公図の数値、公図の位置の再計算の数値（以下「計算値」という。）及び現地測量による実測値（以下「実測値」という。）である。

計算値とは、それぞれの土地の現況の公図を検証し、当該公図に錯誤があると考えられる場合は、その本来あるべき位置を再計算したものであり、その結果数値と、計算上の位置と現況の公図の位置の差を記入している。

収用地の取得は、現状の土地利用に則した所有権の及ぶ範囲によって行うのではなく、公図に基づいて行うものである。そのため、収用地について、現況の公図が理論上合理的と推察される数値である計算値とずれがある場合は、収用地及び収用地に関係した土地（以下「収用地等」という。）について、予め、公図上の位置を確定させる必要がある。

そのような場合、実施機関が土地所有者に代位し、更正登記を申請するが、当該登記申請に使用する更正の数値は、対象文書の計算値をそのまま使用する。

また、実測値は、上記の更正を行った後の公図と現状の土地利用における境界との位置のずれを、参考として示すものである。

(3) 文書の特定の理由

上記(2)のとおり、現況の公図、計算値及び実測値が、本件請求に係る及び に相当する。

また、本件請求 に関し、公図との相違点があった場合の本市の対応とは、更正登記を行う収用地等の見極めとその具体的数値の確定であり、当該業務に係る意思決定は、事実上、対象文書にて決定されているものである。

2 非公開情報の該当性

計算値は現況の公図と理論上の位置について、実測値は当該公図と現状の土地利用についてのずれをそれぞれ表すものであり、これらの情報は、土地所有者である個人の財産に係る情報である。

このうち、収用地等の計算値は、実施機関の申請による登記後、公図や実施機関にて公にされるが、その他の部分については、一般の閲覧に供されている文書及び図面等には記載されていない。

従って、当該土地の実測値等を公開することは、公にされていない個人の財産に関する情報を公開することとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号の本文に該当し、かつ同号ただし書アに該当しないと判断し、これを非公開とした。

第五 審査会の判断

1 対象文書

対象文書は、収用地の位置の確定に必要な区域について、一筆ごとの公図情報を連続した一枚の図面に転写して作成した素地の上に、計算値と実測値とをそれぞれ色を分けて併記したものである。

2 記載事項

対象文書に記載されている内容は、第一に現況の公図から転記した地番、形状、地番と地番の境界及び辺長、第二として、公図の錯誤が考えられる場合における実施機関の更正案の数値、最後に、実測値である既設境界石標（以下「石標」という。）の位置、石標間の距離と公図上の距離との差引き数値、石標と公図上の境界点との位置のずれを示す数値等である。

これらの記載事項により、現況の公図と実際の土地利用とのずれが示されている。

3 非公開情報の該当性

実施機関は、記載情報の帰属する対象について、土地所有者が個人である場合のみに言及しているが、当審査会は、異議申立人の公開請求趣旨が対象文書全体の公開であることを踏まえ、法人等（条例第7条第2号本文に規定する「法人等」をいう。以下同じ。）の場合も含めて検討する。

(1) 土地所有者が個人である場合

はじめに、土地所有者が、個人である場合について検討する。

ア 条例第7条第1号本文の該当性

現況の土地登記簿上の所有者の氏名は、不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条の定めにより、何人も容易に入手し得る情報であり、これと対象文書の地番とを照合することにより、対象文書に記載された土地の所有者たる特定個人を識別することができる。

このことから、対象文書に記載された各筆に係る情報は、当該土地所有者が個人である場合、当該個人の財産に関する情報であって特定個人を識別することができる情報である。

よって、当該情報は、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報に該当すると認められる。

イ 条例第7条第1号ただし書の該当性

各筆について記載された情報のうち、実測値は、法令等により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。

また、収用地等以外の土地の計算値（以下「公にされない計算値」という。）についても、計算値のうち収用地等に係る部分が登記申請により公図に反映され公にされる情報であることと異なり、一般に公開されている情報ではない。

よって、実測値及び公にされない計算値は、条例第7条第1号ただし書アに該当する情報とは認められない。また、これらの情報が、同イ及びウに該当しないことは明らかである。

上記ア及びイより、土地所有者が個人である場合、実測値及び公にされない計算値は、非公開とすることが妥当である。

(2) 土地所有者が法人等である場合

次に、法人等が土地所有者の場合で、当該土地の隣接地に個人の土地所有者がいない土地について、その非公開の妥当性を検討する。

法人等にとり、その所有する土地の情報は、事業資産に関する情報であり、当該法人等の事業活動に深く結びついた情報であるといえる。

このことから、公にされない計算値及び実測値を公にすることは、法人等の資産内容に関し公にされていない情報を明らかにすることとなり、土地所有者たる法人等の権利その他正当な利益を害すると認められる。

よって、条例第7条第2号の規定に該当し、これを非公開とすることが妥当である。

(3) 一部公開の妥当性

現況の公図及び収用地等の計算値が他に公にされていることから、対象文書について、当該情報部分を条例第8条第1項の規定により一部公開とすることも一応考えられる。

しかしながら、非公開情報である公にされない計算値及び実測値を、仮に容易に区分することができるとしてこれを除いた場合、対象文書に残る情報は公図と同様となり、公図が法務局で公開されていることからして、当該情報のみでは公開請求の趣旨を満たさないことは明らかである。

よって、対象文書の一部公開について、条例第8条第1項ただし書の規定により、これを行わないことは妥当である。

4 結 論

以上のことから、原決定にて非公開とされた情報は、上記3(1)または(2)のいずれかに該当するものであることから、当審査会は第一のとおり判断する。

第六 審査経過
下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成15年11月17日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理
平成16年3月24日	異議申立人に実施機関の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年5月31日 (第153回審査会)	事案の概要説明
平成16年6月11日 (第154回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年6月30日 (第155回審査会)	審 議
平成16年7月12日 (第156回審査会)	審 議
平成16年7月20日	答 申